

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで

法人名	
-----	--

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

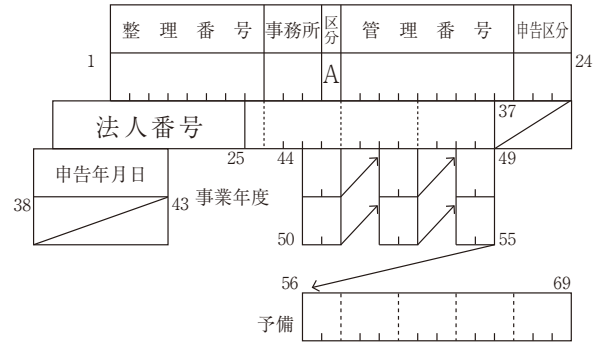
収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓若しくは㉔	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業員数	④	
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人									
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤	⑬	%
差引 ⑤-⑥	⑦						非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業員数	⑭	人
再差引 ⑦-⑧	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係						法附則第9条第1項関係							
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑲	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭						法附則第9条第1項に係る額 ⑲×2	⑳					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮						法附則第9条第4項から第7項関係						
仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯						月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑯-⑰)	㉑	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	㉒					
資本準備金の額	⑱						未収金の帳簿価額	㉓				円	
仮計 ⑰+⑱	⑲						総資産価額	㉔					
⑲と⑲のいずれか大きい額	㉑						課税標準の特例に係る控除額 (㉑×㉒)又は(㉑×㉓/㉔)	㉕	兆	十億	百万	千	円

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉑						期末の総従業員数	㉒	
差引 ⑳-㉑	㉒						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉒×㉓/㉔	㉓						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉔	人
控除額計 ㉑+㉓	㉕						国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉕	



第六号様式別表五の二の三 (入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

12

B

01				
02				

05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				

16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				

24				
25				

26				
----	--	--	--	--

30				
----	--	--	--	--

31				
32				
33				
34				
35				